

株 主 各 位

第91期定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）

2024年4月1日から2025年3月31日まで
会 社 の 体 制 及 び 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

フオスター電機株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面
交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）
への記載を省略しております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制（内部統制システム整備の基本方針）

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針について決議していますが、その概要は以下のとおりであります。

[1] 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〔コンプライアンス体制〕

- ① コンプライアンス体制の基礎として、企業理念を表す「フォスターグループ サステナビリティ憲章」、企業倫理基準「フォスターグループ 企業行動要綱」及び社員行動基準「フォスターグループ 社員行動規範」を策定しており、役員を含む当社全社員より規範順守の誓約書提出を得ています。また、代表取締役社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を常設し、コンプライアンス体制の整備・向上に努めています。
- ② 内部監査部門として、社長直属の「内部監査室」が通常の執行部門から独立して置かれ、内部統制システムの維持、向上を図っています。
- ③ 取締役は、グループ会社を含めて、重大な法令違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する重要な事実・事案を発見した場合には、直ちに監査役または監査役会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとします。
- ④ 「内部通報取扱規程」及び当該「運営要領」に基づいて、法令や社内規程違反・企業倫理違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報・相談体制及び窓口として「ホットライン」（内部監査室長及び顧問弁護士が担当）、「ヘルプライン」（人事担当男女各1名が担当）が常設されています。
- ⑤ 監査役は、グループ会社を含めて、法令順守体制及び内部通報制度等の運用に問題があると認めた場合は、遅滞なく担当の取締役及び代表取締役意見に意見を述べるとともに、その改善を求めることができます。
- ⑥ 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会にて「財務報告に係る内部統制」の体制整備・充実を図るとともに、社長直属の「内部監査室」が体制・推進方法に対して審査を行うことにより、適法性を担保しつつ、効率的で健全かつ透明性の高い経営に努めています。

[2] 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制〔文書等管理及び情報開示〕

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保存、廃棄及び管理については、「標準化委員会」等が設置され、社内文書管理規則である「文書管理標準」や「企業秘密保護・管理規程」、「個人情報保護・管理規程」等に定められた保存媒体によって、法令あるいは社内規則に応じて定められた保存期間中、検索可能な状態で適切に維持管理しています。
- ② 情報開示については、「内部情報管理及びインサイダー取引防止規程」及び「適時情報開示及び情報開示委員会規程」を定め、「ディスクロージャーポリシー」を当社ウェブサイトに掲載して、決算短信等の早期かつ適正開示に努めています。更には必要に応じて任意の積極的な情報開示をスピーディかつタイムリーに行って、経営のアカウンタビリティと透明性向上に努めています。

[3] 損失の危険の管理に関する規程その他の体制〔リスク・危機管理〕

- ① 当社は、各部門において、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理及び個々のリスクについての対応体制を整えています。

- ② リスク・危機管理体制の基礎として、「リスク・危機管理規程」を定め、各部門における個々のリスクについて部門長を「リスク・危機管理責任者」に指定し、同規程に従ったリスク管理体制である「リスク・危機管理委員会」（委員長は代表取締役社長）を設置しています。重大なリスクが具現化し、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長等を本部長とする危機対策本部を開設し、事務局や特別室あるいは情報連絡チーム、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを組織して迅速な対応を行い、被害を最小限に止め、可能な限り短期間で原状回復する体制を整えて、損害の拡大を防止します。

[4] 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率性】

- ① 取締役の職務執行を効率的に行うための体制の基礎として、「取締役会規則」に則り、取締役会を月1回定時にこれを開催することを原則とし、その他必要に応じて臨時に開催して、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行を審議・決定し、その執行に当たっては、事前に代表取締役・役付取締役・上席執行役員・常勤監査役等によって構成される「常務会」における討議を経て執行決定を行うものとしています。

更に意思決定の実効の迅速化と意思統一のため、各事業本部の業務執行に係る報告・検討を行う機関として、社長以下、本部長（兼務取締役、執行役員等を含む）を主体とする「経営会議」や「本部長会議」等を開設しています。

- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会において業務執行取締役、使用人兼務取締役や執行役員とその担当業務を選定しており、また「組織規程」、「稟議規程」、「職務分掌・職務権限規程」等において、それぞれの責任者とその権限・責任、執行手続きについて定めています。
- ③ グループ全体としては、連結経営の推進のために年2回にわたり国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」や海外各社の経営責任者をメンバーとして各社の予算を審議する「グローバル予算会議」、営業・技術・品質・製造に係る「グローバル戦略会議」等を開催して、グループの方向性を確認し連携強化を期しています。

[5] 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、基本的にグループ企業すべてに適用する行動指針として、「フォスターグループ サステナビリティ憲章」、「フォスターグループ 企業行動要綱」及び「フォスターグループ社員行動規範」を制定し、これを基礎としてグループ各社においてその実状・国情に沿ってアレンジし、関連諸規範・諸規程を定めることとします。

経営管理については、毎年グループを含めた経営方針・基本方針を定めるとともに、「グループ会社管理運営規程」を制定して、グループ会社に対する管理の基本方針及び基本事項を定めています。本規程に従い、グループ会社は自らの自主性・独立性を保持しつつ、当社への決裁・報告制度によるグループ会社の経営管理を行うものとし、必要に応じて当社はモニタリングを行います。

- ② グループ会社及びその役職員は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反があり、その他コンプライアンス上問題があると思料される重要な事実・事案（例えば、当社及びグループ会社との間における利益の付替え、損失の飛ばし等、グループ会社を利用したり、グループ会社に指示して行う違法または不適切な取引や会計処理等）を認識したり発見した場合には、速やかに当社主管部門、内部監査部門、コンプライアンス委員会あるいは直接「ホットライン」や監査役に報告するものとしします。
- ③ 上記の違法または不適切な取引や会計処理を防止するため、内部監査部門及びコンプライアンス委員会等は、グループ会社の内部監査部門（定められている場合）、監査役や会計監査人またはこれに相当する部署・役職員と必要な情報交換を行うものとしします。

- ④ 各グループ会社において、その実状・国情に沿って、業務執行に係るリスク・危機の諸項目を社内的、外部的またはその他に起因するリスク・危機に分類・認識し、その洗い出し・把握と管理、個々のリスクについての対応体制を整えるものとします。

[6] 監査役に係る内部統制に関する事項

- ① 監査役監査は、当社「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」及び各年度監査方針、監査計画に基づき実施されており、当社各部門・事業所、グループ会社に関する監査結果は、「業務監査報告書」としてまとめられ、経営改善に寄与すべく、速やかに代表取締役や取締役をはじめとする関係者に対して、提出・回覧されています。

また、監査の実効性・効率性を確保するため、内部監査部門及び会計監査人との意見交換や協力・協働体制（三様監査）の強化に努めています。

監査役会は、監査の実施に当たり必要と認めたときは、弁護士・公認会計士・コンサルタントその他を外部アドバイザーとして起用することができます。

- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が監査役に報告すべき事項及び時期等について定める「監査役への報告に関する規程」に基づき、当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等は当社及びグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役にそのつど報告するものとします。更に、監査役は必要に応じて随時これらの者に対して報告を求めることができます。
- ③ 監査役は、上記規程により、株主総会、取締役会はもちろん、常務会、経営会議、国内グループ会社会議、グローバル予算会議その他の重要な会議や各委員会に社内情報の聴取を行うため、出席しています。
- ④ 現状においては、専任の監査役補助者は置いておらず、法務部門のスタッフが監査役の職務を一部兼任補助しています。

監査役から監査業務に関する指示・命令を受けた監査役補助者は、その指示・命令については取締役からの指揮命令を今後もしも受けません。また、監査役補助者の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒等については、人事担当役員が監査役と事前に協議を行うものとします。

- ⑤ 社内通報制度を規定する「内部通報取扱規程」に基づく通報窓口「ホットライン」及び「ヘルプライン」の担当者は、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、適切な通報・報告・相談体制を確保し、社内通報制度による通報の状況を定期的に監査役に報告します。

[7] 不利益な取扱いの禁止

当社の取締役及び使用人、グループ会社の取締役、監査役、使用人等が社内通報制度の利用を含む前項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止します。

[8] 監査役職務の執行について生じる費用または償還の処理

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

[9] 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、「フォスターグループ 企業行動要綱」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対処し、一切関係を持たないこと」を明言し、これを基本方針としています。

- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、「反社会的勢力による被害防止・対策規程」を設け、対策責任者を定めて反社会的勢力に組織的に対処できる体制を整備するとともに、「フォスターグループ 社員行動規範」にて反社会的勢力との関係遮断をグループ内の役職員に周知徹底しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

当社は、社員行動基準「フォスターグループ 社員行動規範」を策定し、役員及び社員に周知・徹底するために、本社員行動規範及びコンプライアンスに関わるWeb研修の開催に加えて、社員を対象としたコンプライアンスに関するテストを実施しています。また、当社及びグループ会社の役員及び社員を対象として、顧問弁護士及び社内において独立性の高い内部監査室を窓口とする「ホットライン」を設け、内部通報窓口として機能させることによって、コンプライアンス違反等の未然防止、早期発見及び是正に努めています。

(職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況)

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む全監査役（3名）も出席しています。取締役会は、定時及び臨時に計12回開催され、当社の経営方針、経営戦略に係る重要案件及び重要な業務執行について監督を行い、活発な意見交換によって、職務執行の適正及び効率性の確保に努めています。

(損失の危険の管理に対する取組みの状況)

当社は、リスク・危機管理委員会を設置し、チェックリストを用いてグループ全体に対してリスクの抽出・分析及び分析結果に基づく対策を講ずるよう運営を進めています。また、リスク・危機管理委員会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、グループ全体のリスク管理に関わる重要事項を審議し、リスク管理体制の強化に努めています。

(当社グループ会社における業務の適正の確保に対する取組みの状況)

当社グループにおきましては、国内各社の経営責任者をメンバーとした「国内グループ会社会議」、各事業本部及び海外グループ会社の業務執行・財務情報に係る討議を行う「経営会議」及び各海外グループ会社の予算を審議する「グローバル予算会議」等を定期的に開催して、グループ間の連携強化と情報共有を図り、グループ全体の業務の適正の確保に努めています。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組み状況)

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。監査役会は8回開催し、監査に関する重要な事項について審議し、決議を行っています。

監査役は、定期的に代表取締役社長、社外取締役、会計監査人及び内部監査室と個別または合同で会議を開催し、それぞれ意見交換を行うことによって監査の実効性を高めています。また、取締役会、常務会だけでなくその他重要な会議や各委員会にも出席しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、現時点では会社の支配に関する基本方針は特に定めていません。

連結株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	6,770	6,896	36,364	△4,042	45,989
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△784		△784
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,902		3,902
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				104	104
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		38			38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	38	3,118	104	3,261
2025年3月31日残高	6,770	6,935	39,483	△3,937	49,251

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024年4月1日残高	803	11,345	△134	12,014	6,314	64,319
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△784
親会社株主に帰属する 当期純利益						3,902
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						104
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						38
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	122	△396	△121	△395	1,546	1,150
連結会計年度中の変動額合計	122	△396	△121	△395	1,546	4,412
2025年3月31日残高	925	10,949	△255	11,619	7,861	68,731

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

① 国内にある連結子会社……3社

フォスタービジネスサービス株式会社

フォスター電子株式会社

ESTec ジャパン株式会社

② 海外にある連結子会社……22社

フォスター エレクトリックCo., (ホンコン) Ltd.

広州豊達電機有限公司

豊達音響(河源)有限公司

广州富星電声科技股份有限公司

フォスター エレクトリック(シンガポール) Pte.Ltd.

PTフォスター エレクトリック インドネシア

フォスター エレクトリック(ティラワ) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(タイランド) Ltd.

フォスター エレクトリック ペナン SDN. BHD.

FSK(タイランド) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ベトナム) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ダナン) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(クアンガイ) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(バクニン) Co., Ltd.

フォスター エレクトリック(ユー. エス. エー.) , Inc.

フォスター エレクトリック(ヨーロッパ) GmbH

フォスター エレクトリック(ハンガリー) Kft.

ESTec コーポレーション

ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.

ESTec VINA Co., Ltd.

ESTec Phu Tho Co., Ltd.

ESTec America Corporation

豊達電機(南寧)有限公司及び豊達電機台湾股份有限公司は、当連結会計年度に清算終了したため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

① 海外にある関連会社……1社

Hengdian Group DMEGC Magnetics (Vietnam) Co., Ltd.

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、広州豊達電機有限公司、豊達音響（河源）有限公司、及び广州富星電声科技股份有限公司は決算日が12月31日であるため、連結決算日（3月31日）に仮決算を行っています。

FSK（タイランド）Co., Ltd.、ESTec コーポレーション、ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec VINA Co., Ltd.、ESTec Phu Tho Co., Ltd.、ESTec America Corporation及びESTec ジャパン株式会社の決算日は12月31日であり、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

製品、原材料、仕掛品……主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

貯蔵品……主として最終仕入原価法による原価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法によっております。ただし、当社の一部の資産（機械装置（リース資産を除く。）並びに工具器具及び備品の一部）並びに当社及び国内連結子会社が1998年

4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法によっております。また、一部の在外連結子会社では定額法によっております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物	2年～34年
機械装置及び運搬具	2年～15年
工具器具及び備品	2年～20年

無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社では役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④株式給付引当金

取締役等株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算

し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時、又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、主としてスピーカ製品・モバイルオーディオ製品等の製造販売を行っており、このような物品販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、主に当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品などを控除した金額で測定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として6ヶ月以内に受領しております。なお、支払条件に関して重要な金融要素並びに見積りは含んでおりません。

(会計方針の変更)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）を当連結会計年度の期首から適用しています。これによる、連結計算書類への影響はありません。

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日。以下「実務対応報告第46号」という。）を当連結会計年度の期首から適用しています。これにより、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度として、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り、損益に計上することとしております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

（連結損益計算書）

前連結会計年度において区分掲記しておりました「補助金収入」(当連結会計年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「雑収入」に含めて表示しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	スピーカ事業	モバイルオーディオ事業	その他事業	
主たる地域市場				
日本	18,563	425	3,714	22,703
中国	25,400	6,885	2,028	34,314
アジア	22,035	3,247	2,239	27,522
アメリカ	30,694	1,021	1,300	33,017
ヨーロッパ	16,090	1,279	877	18,247
その他	1,736	34	32	1,803
顧客との契約から生じる収益	114,521	12,893	10,192	137,607
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	114,521	12,893	10,192	137,607

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「4. 会計方針に関する事項（6）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。詳細は以下のとおりです。

当社グループは、スピーカ事業においては、主に自動車関連メーカー等に対して車載用スピーカ・スピーカシステムを販売しており、モバイルオーディオ事業においては、電機メーカー等に対して携帯電話用ヘッドセット、ヘッドホン、小型スピーカ、振動アクチュエータ等のモバイルオーディオ製品を販売しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権の内訳は、以下のとおりであります。

受取手形及び売掛金	29,972百万円
電子記録債権	727百万円

なお、当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

(会計上の見積りの開示)

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した棚卸資産金額

製品 17,210百万円

原材料 7,275百万円

仕掛品 1,304百万円

貯蔵品 322百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

当社グループは、棚卸資産は主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却可能価額まで減額しております。また、一定の期間を超えて受払いがなかった棚卸資産について、その滞留期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる処理を行うとともに、規則的な評価損が計上されていない品目については、残高や回転期間分析をもとに個別評価を追加し、必要と認めた金額まで帳簿価額を切り下げる処理を行っております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

滞留在庫の評価に当たっては、各在庫の最終受払い日から期末日までの期間により滞留在庫を特定し、その期間に応じた一定の掛け率を取得原価に乗じることにより、規則的に帳簿価額の一部又は全部の切下げを行っております。また、規則的な評価損が計上されていない品目のうち、収益性に懸念のある在庫については、過去の販売実績や将来の販売見込等を勘案し個別に評価を行っております。

(翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響)

当社グループは、顧客と連携して製品の需要予測を行うことで在庫数量の管理を行っておりますが、製品需要はその販売市場における景気や消費者動向等の外部環境の影響を強く受けることから、滞留在庫の評価には多くの不確実性を伴い、受注減や過剰在庫などが生じた場合には、翌連結会計年度以降に棚卸資産の簿価切下げが追加的に発生する可能性があります。

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した固定資産金額

有形固定資産 19,394百万円

無形固定資産 469百万円

減損損失 49百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者に資するその他の情報
(見積りの金額の算出方法)

当社グループは、日本の拠点についてはわが国の会計基準に準拠して、また、海外の生産拠点については、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に従い国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して、当連結会計年度末日現在で、固定資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価した上で、保有する資産グループに減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損しています。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額を比較し、いずれか高い方を採用しています。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

使用価値は翌連結会計年度の予算及び中期事業計画等に基づき算定しています。また、正味売却価額ないしは処分コスト控除後の公正価値は、外部の専門家から入手した不動産鑑定書等に基づき算定しています。当該予算及び中期事業計画等並びに時価ないしは公正価値には、評価基準時点の金利情勢及び一部の国の政治情勢の影響を予測し見積りに反映させていますが、それらの影響は翌連結会計年度以降も一定期間にわたり継続するものと仮定しています。

(翌年度の連結計算書類に与える影響)

使用価値の算定に利用した予算及び中期事業計画等の見直しが必要となった場合、または、正味売却価額ないしは処分コスト控除後の公正価値の算定に利用した不動産鑑定評価等に下落が生じた場合には、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団抵当

土地

123百万円

なお、前連結会計年度において、担保に供している建物は全額減損処理を実施しているため、記載を省略しております。

上記に対応する債務

長期借入金(一年内返済予定の長期借
入金を含む)

- 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

36,290百万円

3. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

融資枠設定金額	8,000百万円
借入実行残高	- 百万円
差引：借入未実行残高	8,000百万円

4. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約及びみずほ銀行からの長期借入金には財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 各年度の決算において、連結損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失計上とならないこと。
- (2) 各年度の決算期の末日において、連結貸借対照表に記載される為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額を、2023年3月期末比80%以上に維持すること。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 25,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種 類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	336	15.00	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年10月30日 取締役会	普通株式	448	20.00	2024年9月30日	2024年12月5日
計		784			

(注) 配当金の総額には「株式給付信託（BBT）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①配当金の総額 896百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たりの配当額 40円
- ④基準日 2025年3月31日
- ⑤効力発生日 2025年6月26日

(注) 配当金の総額には「株式給付信託（BBT）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式84,336株に対する配当金3百万円が含まれています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

なお、デリバティブ取引は外貨建ての債権債務に係る為替の変動リスクの低減を目的とした先物為替予約取引であり、社内規定に従い、投機的な取引は行わない方針です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*4)	時価(*4)	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,115	1,118	2
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	2,179	2,179	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定の 長期借入金を含む）	(2,250)	(2,227)	(△22)
(4) リース債務	(1,419)	(1,318)	(△100)
(5) デリバティブ取引(*3)	1	1	—

(*1)「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	148

(※3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※4)負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
社債	—	798	—	798
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,179	—	—	2,179
その他	—	—	—	—

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1	—	1
金利関連	—	—	—	—
資産計	2,179	799	—	2,979

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券				
社債	—	320	—	320
資産計	—	320	—	320
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	2,227	—	2,227
リース債務	—	1,318	—	1,318
負債計	—	3,546	—	3,546

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	3,388百万円
棚卸資産評価損	287百万円
棚卸資産未実現利益	134百万円
減価償却費	105百万円
減損損失	451百万円
賞与引当金	172百万円
未払賞与に係る社会保険料	25百万円
退職給付に係る負債	14百万円
その他	519百万円

繰延税金資産小計	5,098百万円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,333百万円
--------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,177百万円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計（注）	△4,511百万円
-------------	-----------

繰延税金資産合計	586百万円
----------	--------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	402百万円
退職給付に係る資産	223百万円
在外子会社留保利益	362百万円
その他	145百万円

繰延税金負債合計	1,133百万円
----------	----------

繰延税金資産（負債）の純額	△546百万円
---------------	---------

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額は0百万円増加し、繰延税金負債は14百万円増加し、法人税等調整額が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が7百万円減少しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,726円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 174円98銭 |

(注) 「株式給付信託(BBT)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当社株式84,336株を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、当該信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数は、当期末において、2,671,437株です。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当期において、2,697,173株です。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024 年 4 月 1 日 残 高	6,770	6,896	6,896
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
2025 年 3 月 31 日 残 高	6,770	6,896	6,896

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 式 株	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 剰 余 益 金 計 合		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2024 年 4 月 1 日 残 高	373	4,700	2,006	7,080	△4,042	16,705
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△784	△784		△784
当 期 純 利 益			1,064	1,064		1,064
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
自 己 株 式 の 処 分					104	104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	279	279	104	384
2025 年 3 月 31 日 残 高	373	4,700	2,286	7,360	△3,937	17,090

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024 年 4 月 1 日 残 高	801	801	17,507
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△784
当 期 純 利 益			1,064
自 己 株 式 の 取 得			△0
自 己 株 式 の 処 分			104
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	124	124	124
事業年度中の変動額合計	124	124	508
2025 年 3 月 31 日 残 高	925	925	18,015

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

関係会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）を採用しております。

市場価格のない株式等……主として移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法によっております。

ただし、一部の資産（建物附属設備、機械装置並びに工具器具及び備品の一部）及び1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）、2015年4月1日以降に取得した建物(建物付属)、構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	3 年～34年
構築物	10年～29年
機械及び装置	2 年～15年
車両運搬具	4 年～ 6 年
工具器具及び備品	2 年～20年

無形固定資産……定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……定額法によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担する金額を計上しております。
- 株式給付引当金……………取締役等株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 債務保証損失引当金……………関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

7. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。計算の結果、当事業年度においては退職給付引当金が702百万円の借方残高となったため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。数理計算上の差異については、発生時に費用処理しております。

8. 収益及び費用の計上基準

以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時、又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、主としてスピーカ製品・モバイルオーディオ製品等の製造販売を行っており、輸出販売については、貿易条件に基づき商品又は製品の船積みが完了した時点において、商品又は製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから船積時点で収益を認識しております。また、国内販売においては、通常は製品の引渡時点において顧客が当該物品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、返品などを控除した金額で測定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として6ヶ月以内に受領しております。なお、支払条件に関して重要な金融要素並びに見積りは含んでおりません。

9. その他計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当事業年度の期首から適用しています。これによる、計算書類への影響はありません。

(「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号 2024年3月22日。以下「実務対応報告第46号」という。)を当事業年度の期首から適用しています。これにより、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる事業年度として、計算書類作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り、損益に計上することとしております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りの開示)

棚卸資産の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した棚卸資産金額

製品 3,321百万円

原材料及び貯蔵品 118百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者に資するその他の情報

(見積り金額の算出方法)

当社グループは、棚卸資産は主として移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却可能価額まで減額しております。また、一定の期間を超えて受払いがなかった棚卸資産について、その滞留期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる処理を行うとともに、定期的な評価損が計上されていない品目については、残高や回転期間分析をもとに個別評価を追加し、必要と認めた金額まで帳簿価額を切り下げる処理を行っております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

滞留在庫の評価に当たっては、各在庫の最終受払い日から期末日までの期間により滞留在庫を特定し、その期間に応じた一定の掛け率を取得原価に乗じることにより、定期的に帳簿価額の一部又は全部の切下げを行っております。また、定期的な評価損が計上されていない品目のうち、収益性に懸念のある在庫については、過去の販売実績や将来の販売見込等を勘案し個別に評価を行っております。

(翌年度の計算書類に与える影響)

当社グループは、顧客と連携して製品の需要予測を行うことで在庫数量の管理を行っておりますが、製品需要はその販売市場における景気や消費者動向等の外部環境の影響を強く受けることから、滞留在庫の評価には多くの不確実性を伴い、受注減や過剰在庫などが生じた場合には、翌事業年度以降に棚卸資産の簿価切下げが追加的に発生する可能性があります。

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 11,571百万円

長期貸付金 3,372百万円

貸倒引当金 2,297百万円

債務保証損失引当金 872百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者に資するその他の情報

(見積りの金額の算出方法)

当社は、関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損しています。また、関係会社の財政状態の悪化の程度に応じて、債権の貸倒れによる損失に備えるために貸倒引当金、債務保証に係る損失に備えるために債務保証損失引当金を計上しています。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

当社は、当社の取り巻く情勢等の影響に関し、連結計算書類の注記事項（会計上の見積りの開示）に記載をした仮定をおいて、会計上の見積りを行っています。貸倒引当金および債務保証損失引当金につきましては、関係会社の財政状態等を勘案し個別に回収不能見込額、損失見積額の評価を行っています。

(翌年度の計算書類に与える影響)

実質価額は、関係会社の1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じて算定しておりますが、連結注記表（会計上の見積りの開示）に記載の通り、翌事業年度において、関係会社の保有する固定資産について減損損失の認識が必要となった場合等においては、その実質価額が低下し、当該関係会社株式の減損損失を認識する可能性があります。また、固定資産の減損損失による関係会社の財政状態の悪化により、当該関係会社に対する貸倒引当金または債務保証損失引当金が増加する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産

工場財団抵当

土地

123百万円

なお、前事業年度において、担保に供している建物は全額減損処理を実施しているため、記載を省略しております。

上記に対応する債務

長期借入金(一年内返済予定の長期借

- 百万円

入金を含む)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,377百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

売掛金

10,274百万円

短期貸付金

1,450百万円

長期貸付金

3,372百万円

前渡金

7百万円

その他金銭債権

172百万円

買掛金

12,487百万円

短期借入金

6,231百万円

その他金銭債務

48百万円

4. 偶発債務

下記関係会社の銀行借入金等に対し、債務保証を行っております。

フォスター エレクトリック (ティラワ) Co.,Ltd.

2,147百万円

合計

2,147百万円

5. コミットメントライン

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当該契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

融資枠設定金額

8,000百万円

借入実行残高

- 百万円

差引：借入未実行残高

8,000百万円

6. 財務制限条項

上記のコミットメントライン契約及びみずほ銀行からの長期借入金には財務制限条項が付されており、当該条項は以下のとおりであります。

- (1) 各年度の決算において、連結損益計算書に記載される経常損益が2期連続して損失計上とならないこと。
- (2) 各年度の決算期の末日において、連結貸借対照表に記載される為替換算調整勘定による調整前の純資産の部の金額を、2023年3月期末比80%以上に維持すること。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

関係会社への売上高	30,936百万円
関係会社からの仕入高	48,614百万円
その他営業費用	747百万円
関係会社からの受取配当金	2,919百万円
その他営業外収益	202百万円
その他営業外費用	293百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 2,671,437株

(注) 「株式給付信託（BBT）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式84,336株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,583百万円
棚卸資産評価損	197百万円
減価償却費	75百万円
関係会社株式評価損	557百万円
賞与引当金	170百万円
未払賞与に係る社会保険料	25百万円
減損損失	146百万円
貸倒引当金	724百万円
債務保証損失引当金	275百万円
その他	100百万円
繰延税金資産小計	4,855百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,583百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,271百万円
評価性引当額小計 (注)	△4,855百万円
繰延税金資産合計	-百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	402百万円
前払年金費用	221百万円
その他	2百万円
繰延税金負債合計	626百万円
繰延税金負債の純額	626百万円

(注) 評価性引当額が249百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を追加認識したことによるものです。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債の金額は14百万円増加し、法人税等調整額が6百万円増加し、その他有価証券評価差額金が7百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	フォスター エレクトリック Co., (ホンコ ン) Ltd.	直接 100%	材料販売先及 び製品購入先	製品の購入 (※ 1)	19,967	買掛金	5,576
			資金の借入	資金の借入	985	短期借入金	5,981
				利息の支払 (※ 2)	291	未払費用	6
			配当金の受取	配当金の受取	1,847	—	—
子会社	フォスター エレクトリック (ベトナム) Co.,Ltd.	直接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	4,430	買掛金	3,658
			配当金の受取	配当金の受取	725	—	—
子会社	フォスター エレクトリック (ダナン) Co.,Ltd.	間接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	2,827	買掛金	1,384
子会社	フォスター エレクトリック (クアンガイ) Co.,Ltd.	間接 100%	資金の援助	運転資金の貸付	△549	長期貸付金 (※ 4)	523
				利息の受取 (※ 3)	37	未収収益	14
子会社	フォスター エレクトリック (パクニン) Co.,Ltd.	間接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	18,977	買掛金	1,781
			資金の援助	運転資金の貸付	1,450	短期貸付金	1,450
				利息の受取 (※ 3)	46	未収収益	46
子会社	フォスター エレクトリック (ユー.エス.エ ー) ,Inc.	直接 100%	製品販売先	製品の販売 (※ 1)	21,025	売掛金	7,017

種類	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	フォスター エレクトリック (ヨーロッパ) GmbH	直接 100%	製品販売先	製品の販売 (※ 1)	9,028	売掛金	3,097
子会社	フォスター エレクトリック (ティラワ) Co.,Ltd.	間接 100%	製品購入先	製品の購入 (※ 1)	2,407	前渡金	7
						買掛金	58
			資金の援助	運転資金の貸付	△11	長期貸付金 (※ 4)	882
				利息の受取 (※ 3)	54	未収収益	53
			債務保証	債務保証 (※ 5)	2,147	—	—
子会社	FSK (タイランド) Co.,Ltd.	直接 100%	資金の援助	運転資金の貸付	215	長期貸付金 (※ 4)	1,966
				利息の受取 (※ 3)	60	未収収益	24

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

(※2) 当該子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(※3) 当該子会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(※4) 当該子会社への長期貸付金に対し、合計2,297百万円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度に合計40百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(※5) 当該子会社の銀行借入等につき、債務保証を行ったものであり、872百万円の債務保証損失引当金を計上しております。

また、当事業年度に74百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 806円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 47円72銭 |

(注) 連結注記表 (1株当たり情報に関する注記) に記載の通り、「株式給付信託 (B B T)」が保有する当社株式を控除する自己株式に含めています。

(収益認識関係)

連結注記表 (収益認識関係) に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。